

道府県警察に対して被害者の立場に立った的確な対応を推進するよう指示するとともに、平成13年以降、国民からの相談等に適切に対応するため、ストーカー・配偶者暴力対策専科を毎年実施している。

また、「ストーカー対策マニュアル」を作成し、都道府県警察に配布したほか、「ストーカー行為者視察用車両」を都道府県警察に配備するとともに、「ストーカー対策ビデオ」等を都道府県警察に配布し、広報啓発を実施している。

さらに、ストーカー被害者の保護のための住民基本台帳閲覧制限について、被害者に本制度の教示等を行うとともに、市町村に必要な協力を行うよう、都道府県警察に対して指示している。

ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法が施行された翌年の平成13年に1万4,662件を記録し、その後やや減少したものの、毎年1万件を超える高い水準で推移、平成17年中の認知件数は、1万2,220件となっている。

警察では、被害者の意思を踏まえ、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等、自衛策の教示その他の措置を講じることにより被

害の拡大防止を図っているほか、同法その他の法令を適用して、ストーカー行為者の検挙に努めている。また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に自分の身を守るための方策を教示したり、避難等が必要となったときのために婦人相談所等の関係機関を教示したりするほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行う等、被害者の立場に立った積極的な対応を図っている。

【ミニコラム】

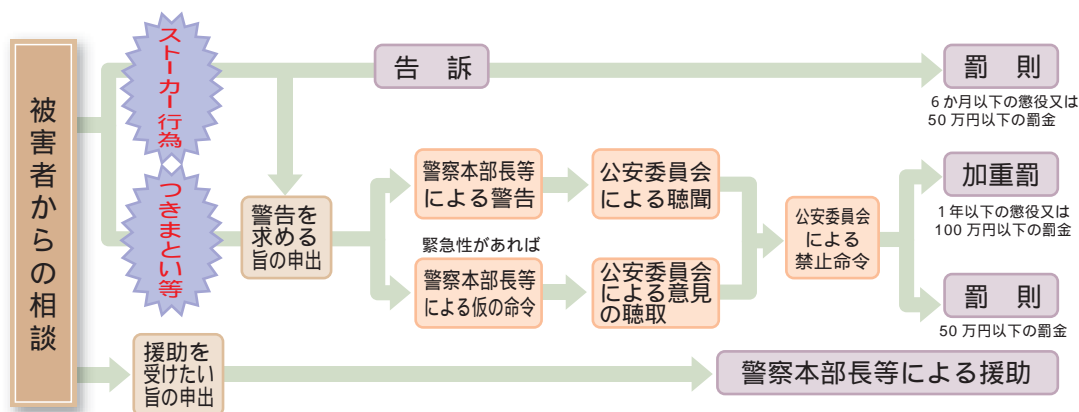
ストーカー事案の対応状況について

1 ストーカー事案の認知状況

(単位：件)

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
14,662	12,024	11,923	13,403	12,220

注：認知件数とは、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執ようなつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為の伴う事案を認知した場合」にストーカー事案認知原票を作成した件数であり、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。



出典：警察庁ホームページ

2 ストーカー規制法の適用状況

(単位：件)

	平成15年	平成16年	平成17年	対前年増減数 (%)
警告	1,169	1,221	1,133	-88(-7.2)
仮の命令	0	0	1	+1(+100.0)
禁止命令等	24	24	22	-2(-8.3)
警察本部長等の援助	856	1,356	1,569	+213(+15.7)
検挙	192	206	200	-6(-2.9)
ストーカー行為罪	185	200	198	-2(-1.0)
禁止命令等違反	7	6	2	-4(-66.7)

3 ストーカー規制法以外の対応状況

(1) 他法令による検挙状況

(単位：件)

	平成15年	平成16年	平成17年	対前年増減数 (%)
総数	663	752	701	-51(-6.8)
傷害	130	162	112	-50(-30.9)
住居侵入	110	116	117	+1(+0.9)
脅迫	70	85	74	-11(-12.9)
器物損壊	66	78	101	+23(+29.5)
暴行	36	41	38	-3(-7.3)
その他	251	270	259	-11(-4.1)

注：未遂のある罪については未遂を含む。

(2) その他の対応

(単位：件)

	平成15年	平成16年	平成17年	対前年増減数 (%)
被害者への防犯指導	6,770	8,077	8,031	-46(-0.6)
行為者への指導警告	2,313	3,155	2,745	-410(-13.0)
パトロール	1,009	1,617	1,224	-393(-24.3)
他機関等への引継ぎ	45	77	77	±0(±0.0)
その他	763	852	804	-48(-5.6)

注1：「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

注2：「その他」は、保護、入院措置等を計上している。